

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）6月25日

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会
会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「令和3年度アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道映像等制作事業」委託業務

(2) 業務の目的

欧米豪の富裕層を主な顧客とするアドベンチャートラベルは、ポストコロナを見据え、本道観光を牽引する新たなツーリズムとして期待されている。

本年9月20日～24日までウェブ上で開催される、アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道（以下「ATWS」という。）にて、全道各地の自然や文化・歴史、アクティビティといった魅力あふれるコンテンツで構成される多様なツアー商品を質の高い映像で紹介するなどして、本道を訪れてその魅力に直接に接したいと思っていただく方を世界中に増やすことを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 「令和3年度アドベンチャートラベル・ワールドサミット・バーチャル北海道映像等制作事業」委託業務

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会事務局（以下「事務局」という。）と詳細相談の上、ATWS関係者に訴求するよう以下の事業を実施すること。

- ・動画編集①：挨拶動画の編集、翻訳
- ・講演運営：日本の講演者をセミナー等へ派遣
- ・動画撮影：ATWSで実施予定であったAT体験ツアー各コース紹介動画の素材撮影
- ・動画編集②：挨拶、既存動画等の編集
- ・ウェブ整備：既存の事務局ウェブサイトの（英語）の更新・追加
- ・上記業務遂行にかかる計画の策定
- ・上記業務にかかる進行管理

イ 事業実績報告書

事業終了時には、

- ・動画撮影・編集：HDD等による納品（ATWS主催者ならびに委託者）。
- ・ウェブサイト：改修したコンテンツを機構サーバーへ登録
- ・事業実績報告書：紙媒体3部、電子データ1部

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和3年（2021年）10月1日までの期間

(5) 納入場所（履行場所）

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021 北海道実行委員会事務局
（北海道経済部観光局観光振興課内）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であつて、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

また、コンソーシアムの場合においては、少なくとも1者が道内に本社又は事業所を有しており、事業期間において事務局と遅滞なく連絡を取れる体制を確保できること。
 - イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (3) 事業説明会に参加可能であること

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限
令和3年（2021年7月2日（金）午後3時00分（必着）
 - イ 提出方法
持参又は郵送（簡易書留に限る）による。
 - ウ 提出場所
アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021北海道実行委員会事務局
（北海道経済部観光局観光振興課（AT企画））
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

プロポーザルに関する説明書等（企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、企画提案書様式）は、次により交付する。

- (1) 交付期間
令和3年（2021年）6月25日（金）から令和3年7月2日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021北海道実行委員会事務局
（北海道経済部観光局観光振興課（AT企画））その他（ホームページによるダウンロード）
説明書等は実行委員会ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年(2021年)7月8日(木)午後3時00分(必着)

(2) 提出場所

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021北海道実行委員会事務局
(北海道経済部観光局観光振興課(AT企画))

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る)による。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021北海道実行委員会事務局
(北海道経済部観光局観光振興課(AT企画))

(2) 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先

電 話 011-206-6944
ファックス 011-232-4120

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案指示書による。